

川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金交付要綱

平成16年3月29日市長決裁（15川市人第811号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、夫、恋人など親密な関係にある男性の暴力からの避難や居所の喪失、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族を一時的に保護するための施設（以下「女性等一時保護施設」という。）を運営している川崎市内の民間団体に対し、その事業を支援するための補助金の交付等について必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第2条 補助金の交付対象は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第4項及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第7項の規定により神奈川県から委託を受けている川崎市内の民間団体とし、当該団体が運営する女性等一時保護施設の経費について予算の範囲内で補助するものとする。

2 補助金の交付対象となる運営経費は、別表1に定めるとおりとする。

（交付金額）

第3条 補助金の交付額の算出及び基準額は、別表2に定めるとおりとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を申請するものは、川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）当該年度の事業計画書
- （2）当該年度の収支予算書

(3) 別表1の1に掲げる施設の賃貸借契約書の写し、別表1の2に掲げる任意の
支払金額内訳書

(4) 団体規約

(5) 団体役員名簿

(6) その他活動実績がわかる資料

(交付決定及び決定通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、原則として補助金を一括交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(4) 補助金の交付の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を

命ずるものとする。

- 2 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(使用施設等の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに、市長に対し、川崎市女性等一時保護施設変更届（第4号様式）に当該変更に係る施設の賃貸借契約書の写し（なお、場所が特定できる部分は、担当者が書類審査後抹消するものとする。）を添付して提出しなければならない。

- (1) 女性等一時保護施設及びその事務所として用いている施設等の変更
- (2) 施設運営経費（別表1に定めるもの）の変更

- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 変更後の施設賃借料、施設運営経費の合計額の3分の2が、変更前の交付決定額と同じ額以上の場合は、変更前の交付決定額を変更後の交付決定額とみなす。
- (2) 変更後の施設賃借料、施設運営経費の合計額の3分の2が、変更前の交付決定額を下回る場合は、変更後の施設賃借料、施設管理運営費、人件費の合計額の3分の2を変更後の交付決定額とし、前条第2項の規定の例により補助金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、毎月終了後30日以内に川崎市女性等一時保護施設運営事業実績報告書（月報）（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の決定を受けた者は、当該年度終了後30日以内に次に掲げる書

類を添付しなければならない。

- (1) 当該年度事業報告書
- (2) 当該年度収支決算書
- (3) 補助金交付額の算定基礎となった施設賃貸料領収書、施設管理運営費及び人件費に係る支払金額内訳書（なお、場所、個人が特定できる部分は担当者が書類審査後抹消するものとする。）
- (4) 川崎市女性等一時保護施設運営事業実績報告書（第6号様式）
- (5) その他参考になる書類

（監督）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し監督又は検査を行い、事業内容について指示できるものとする。

（帳簿の整備・保管）

第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付対象事業に係る収支を明らかにした帳簿を整備し、当該事業終了後5年間は保管しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(別表1)

- 1 女性等一時保護施設及びその事務所の賃借料（賃借するにあたり必要な敷金を含む）
- 2 施設を運営するために必要な経費

報酬、給料、賃金、職員手当、社会保険料等、交通費、旅費、消耗品費、図書雑誌代、新聞代、燃料費、光熱水費、修繕費、医薬材料費、食材費、通信運搬費、保険料、手数料、委託料、警備保障費、使用料、賃貸借料、備品購入費、その他雑費

(別表2)

補助金の交付額は、別表1により算出した経費の合計額の3分の2とする。ただし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円とする。

第1号様式

年 月 日

川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金交付申請書

川崎市長 様

団体名

住所

代表者名

印

年度川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金の交付を受けたいので、川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請金額 ￥ 円

添付資料

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
(内訳として「施設賃借料」「施設管理費」「人件費」を明記すること。)
- 3 団体規約
- 4 団体役員名簿
- 5 その他活動実績がわかる資料

第2号様式

川崎市指令市 第 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 様

川 崎 市 長

川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金について、川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金交付要綱第5条に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

交付金額	¥	円
------	---	---

交付条件

- 1 補助金の交付対象事業を中止しようとする場合、又は内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- 2 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服があるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。
- 3 その他交付決定通知書に記載のない事項については、「川崎市補助金等の交付に関する規則」（平成13年川崎市規則第7号）及び「川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金交付要綱」によるものとする。

第4号様式

年 月 日

川崎市長 様

団 体 名

住 所

代表者名

印

川崎市女性等一時保護施設等変更届

川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金交付要綱第10条に基づき、以下のとおり川崎市女性等一時保護施設等に変更がありましたので、関係書類を添付し、提出いたします。

変更の内容

川崎市女性等一時保護施設運営事業実績報告書（月報）

団体名（ ）

年 月 分

入所件数	(内 法対象DV)	件 ()
入所者数	(内 法対象DV)	人 ()
内 大人	(内 法対象DV)	人 ()
内 子ども	(内 法対象DV)	人 ()
滞在日数合計		日

<内 訳>

		1	2	3	4
入所者番号					
入所状況	入所理由				
	入所経路				
	入所前居所				
入所者数					
大人	人数				
	年齢				
子ども	人数				
	年齢				
滞在日数					
退所先／継続					

		5	6	7	8
入所者番号					
入所状況	入所理由				
	入所経路				
	入所前居所				
入所者数					
大人	人数				
	年齢				
子ども	人数				
	年齢				
滞在日数					
退所先／継続					

入所者番号：年度ごとケースごとに入所の順に通し番号を付番し記入ください。例：「22-5」

入所理由：「現／内／元夫からのDV」「〇〇からの暴力／虐待」「居無し」など、具体的に記入ください。

入所経路：「〇〇福祉事務所」「DVセンター」と記入ください。

入所前居所：経由した福祉事務所等の所在地ではなく入所前の居所（住民登録の有無に係りなく）を「市内」・「横浜市」・「相模原市」・「圏域」・「圏外」の中から選択し記入ください。

退所先：「アパート」「住み込み就労」「母子生活支援施設」「ステップハウス」「他民間シェルター施設」「実家」「親戚宅」「知人宅」「帰宅」など、具体的に記入ください。入所月に退所せず滞在月がまたがる場合は「継続」

※ 月をまたがって入所する場合には、前月と同じ「入所者番号」を記入し、その月の「滞在日数」を記入するとともに、「退所先／継続」欄に「継続」と記入し、その他の欄は空欄としてください。

団 体 名
住 所
代表者名

川崎市女性等一時保護施設運営事業実績報告書

年度の実績報告書を、川崎市女性等一時保護施設運営事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、つぎのとおり提出します。

月	入所件数 (内DV)	入所人数		川崎市民入所件数(再掲)			備 考
		大人	子ども	件数(内DV)	大人	子ども	
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合計							

添付書類 1 事業報告書

2 収支決算書

(内訳として「施設賃借料」「施設管理運営費」「人件費」を明記すること。)

3 女性等一時保護施設及び運営事務所の賃借料の領収書の写し

4 施設管理運営費及び人件費に係る支払金額内訳書

5 その他参考となる資料